主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人中村俊夫及び同野尻収各作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これらを引用する。

弁護人両名の各控訴趣意第一点について。

て拡張解釈を行なつた違法がある、というのである。 よつて調査するに、原判決は「被告人が弁護士でないのに、報酬を得る目的で、 原判示第一、二のとおり、A及びBのため刑の執行延期を申請し、それぞれ訴訟事件に関して法律事務を取り扱つたものである」旨認定して弁護 士法第七七条七二条を適用しており、右七二条本文には「弁護士でない者は、報酬 を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁 に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」と規定されている。また弁護士の取り扱う職務を規定した弁護士法三条一項には、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって訴訟事 件、非訟事件及び、審査請求、異議申立て再審査請求等行政庁に対する不服申立事 件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする」とあるに過ぎない けれども、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する使命を有し(弁護 士法一条一項参照)、本来私的な地位に立ちながらその職務は多分に公的な本質を 具有しているので、法律上極めて高く評価されている反面、法は、その資格、要件 を厳格に定め(同法四条五条参照)るとともに、常に深い教養の保持と高い品性の 海やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない(同法二条参照)ことを 要求し、さらにその行為については種々の角度からこれを規制している。思うに、 弁護士が、かかる厳重な規制の下に在るのは、その重大な使命、職責にあるからであって、しかも右職務の性質にかんがみると、弁護士の職務の範囲は、特に他の法律で制限されていない限り、広く法律事件に関する法律事務全般に亘るものと云う べく、しかも、それは、当事者その他の関係人が自らこれを行ない得ると否と、現 にそれが事件として裁判所に係属中のものであると否と、将又法律上の効果の発 生、変更、消滅を伴う事項であると或いは単に職権発動を促すに過ぎないものであ るとを問わず、卑しくも前記使命を達成するためのものである以上、すべてこれに 包含されるものと解するのが相当である。そこで弁護士法七二条の弁護士でない者が取り扱うことを禁止されている事項と同法三条一項所定の弁護士の職務とを比照 すると、その文言に多少の相違はあるが弁護士法七二条本文制定の目的は、法律的 知識についてなんらの保証なく、かつ、法の規制を受けない者に、報酬を得る目的で、自由に法律事務を取り扱うことを許すとすれば、その結果、弁護士の品位を傷つける等の事態を惹き起す虞があるばかりでなく、それ以上に、多くの人々の法的生活を不安定に陥らせ、重大な社会混乱を招来する危険性なしとしないので、これ らを防止するため、弁護士の職務の範囲内の事項につき非弁護士にその取扱を業と することを認めないことにあることを考慮すると、両者の内容は全く同一であり、 同法七二条本文で弁護士でない者が取り扱うことを禁止されている事項は、弁護士 の職務に属するもの総てに亘るものと云わなければならない。 そして証拠によると、右刑の執行延期申請は、自由刑の言渡を受け判決の確定し

た者が、病気等によりその執行の延期を受けるため、自己名義または弁護士名義でその理由を記載した上申書等に、身元引受書、医師の診断書等を添付して所轄検察庁に提出してこれをするものであり、これにより係検察官がその申請事由を調査し、執行延期を相当と認めるときは、期間を限定してその執行延期を決定するという取扱いがなされているのである。

(要旨〉もとより刑の執行は判決の確定後に行なわれるものであつて、刑事訴訟事件そのものではないが、国家権力</要旨〉による法的強制であり、その執行延期申請はその始期の変更を求めるもので、刑事訴訟事件に伴う法律事件というべきである。それが裁判所に事件として係属にその処理は法律事務ということができる。それが裁判所に事件として係らいとか、終了後であることをもつて法律事務たることを否定するのは、徒にその始期の決定の如きは検察官の専権と属する事項であつて、当事者がその延期もの始期の決定の如きは検察官の職権の発動を促すだけのものに過ぎないけれども、有の対しての適切な判断と疏明を相当とするかどうかについての適切な判断と疏明の蒐集等の手続を必要とするから、かような事務も前説示の如く弁護士の職務の更に含まれると解するのが相当であり、単に事実行為たる労務の提供に過ぎないとするのは当らない。

なお原判決は、刑の執行延期申請をもつて、刑事訴訟事件に附随する法律事件として、訴訟事件に包含されるものと解したことは明らかであるが(この点は叙上のとおり相当でないが判決に影響を及ぼすほどの瑕疵とはいえない)、これは「訴訟事件」の用語的意味の解釈に属するところであり、それが所論の拡張解釈であるとしても類推解釈とはなし難く何等違法ということはできない。引用の判例は事案を異にするので本件には適切ではなく、他にこれを左右する資料はないから、結局、原判決には解論

(以下省略)

(裁判長裁判官 山田近之助 裁判官 鈴木盛一郎 裁判官 岡本健)